

登録票書換え交付申請（製造業・輸入業）

登録票の記載事項に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。

- ①登録票書換え交付申請書（規則第11条の2別記第12号様式）
- ②登録票
- ③変更事項を証する書類

（提出部数及び手数料）

提出部数：1部

手数料：2,600円

- （1）住居表示変更に伴う書換え交付申請の場合は無料です。
- （2）製造所、営業所の移転に伴う所在地変更の場合は新規の登録申請が必要です。

登録票書換え交付申請書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。
登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の始期年月日であること。
- (2) 製造所、営業所の所在地及び名称欄には、変更後の所在地及び名称を記載すること。
- (3) 変更内容の事項欄には、変更があった氏名(法人にあってはその名称)、所在地の住居表示、製造所、営業所の名称を具体的に記載すること。
- (4) 変更年月日は、現に変更があった日を記載すること。
- (5) 申請年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 氏名は、変更後の名称を記載すること。

2. 変更事項を証する書類

- (1) 氏名変更の場合には、戸籍謄本若しくは抄本。
- (2) 法人の名称の変更の場合には、登記事項証明書。
- (3) 住居表示変更の場合には、市区町村長が発行する住居表示変更証明書。

3. その他の留意事項

- (1) 登録申請時に住所・氏名等を誤って申請し、後日これらの事項を訂正するために書換え交付申請を行う場合は、申請に誤りがあった旨の理由書を添付すること。